



# プレミアム商品券 発売!

1セット12,000円の商品券(500円×24枚)を **20%プレミアム**  
**10,000円で抽選販売**します。

限定 **1,500** セット

有効期間は令和6年9月1日(日) から 令和7年2月28日(金)まで。

## 購入方法について

### ○ 申込方法

往復はがきによる抽選販売です。

(先着順ではありません)

※往復ハガキはご自身でご用意下さい。

※お申込みが1500セットを超えた場合は抽選で購入対象者を決定します。

※抽選結果は、返信用ハガキでお知らせします。  
※商品券は右記の引換期間・場所で返信用ハガキ・代金と引換えにお渡しします。

### ○ 応募期間

令和6年7月8日(月) から

令和6年7月31日(水) ※必着

### ○ 購入限度

1人につき2セット(2万円)まで

### ○ 対象者

日高川町内に住所を有する者。(ただし中学生以下ならびに代表者の応募はできません)

## 商品券の引換期間・場所について

### ○ 引換期間

令和6年8月30日(金) から

令和6年9月6日(金)

9:00~17:00(土・日・祝日は除く)

### ○ 引換場所

日高川町商工会(本所・中津支所・美山支所(熊野川 旧美山組事務所))

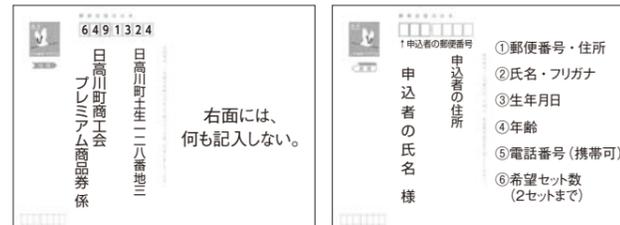
※引換時には住所確認のため、運転免許証または健康保険証の提示をお願いします。

※代理引換可能(確認書類コピー可、携帯電話スマートフォン等の写真可)



## 往復ハガキの書き方について

①「往信」と書いてある方を上に向ける。 ②「返信」と書いてある方を上に向ける。  
【往信用表】 【返信用表】 【往信用表】 【返信用表】



日高川町商工会の宛先を記入 右側には、何も記入しない。 申請者の宛先を記入 申込事項を記入

往復ハガキ(往信用裏)に郵便番号・住所・氏名・フリガナ・生年月日・年齢・電話番号・希望セット数(1人2セットまで)を記入し、お申込みください。

※往復ハガキはご自身でご用意下さい。

- ①1人につき1枚の往復ハガキを使用してください。
- ②1人1通のみお申込みいただけます。(1通目以外無効)
- ③お申込みが1500セットを超えた場合は抽選で購入対象者を決定します。
- ④1人2セットまでの販売とし、2セット以上の数が記載されていた場合は2セットとします。
- ⑤希望セット数の変更はできません。

ハガキに記載された個人情報は商品券発行事業に係る目的のみに使用し、適切に管理します。商品券購入引換券(返信用ハガキ)を郵送で通知します。多数のお申込みが予想されるため、個別の申込結果の確認や到着確認には応じられませんのでご了承ください。

## 注意事項

- ◆プレミアム商品券取扱店でのみご利用できます。(Aコープかわべ店様ではご利用になれません)
- ◆プレミアム商品券取扱店により一部の商品に使用できない場合があります。
- ◆プレミアム商品券取扱店については日高川町ホームページと日高川町商工会のホームページで公開予定です。
- ◆プレミアム商品券でのお買い物には、お釣りはお渡しできません。
- ◆次の取引または商品には、プレミアム商品券は使用できません。
  - ・有価証券、ビール券、図書券、切手などの換金性の高いもの
  - ・事業活動に伴って使用する原材料、仕入商品など
  - ・買掛金の決済・現金と換金、金融機関への預け入れ
- ◆有効期限を過ぎたものは無効です。

お問合せ 日高川町商工会 本所 ☎23-3434 / 中津支所 ☎54-1005 / 美山支所 ☎57-0600

## 後期高齢者医療制度の被保険者証の色が「みず色」から『うすいオレンジ色』に変わります



令和6年7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証(以下、「保険証」という。)を更新いたします。新しい保険証は『うすいオレンジ色』です。7月中旬頃から順次、特定記録郵便にて郵送する予定となっております。

今回お届けする『うすいオレンジ色』の保険証は、お手元に届いてから令和7年7月31日まで使えます。

それが届くまでは現在お持ちの保険証「みず色」をご使用ください。  
(「みず色」の保険証は8月1日以降使用できません。)

## マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するお知らせ

マイナンバー法等の一部改正法(令和5年法律第48号)の施行により令和6年12月2日以降、現行の保険証が廃止となります。

令和6年12月1日までに交付された保険証については、有効期限である令和7年7月31日までご使用いただけますが、12月2日以降に保険証の再交付を受ける場合や、新たに75歳になられる方については、マイナ保険証の利用登録をされている方は「資格情報のお知らせ」を、利用登録がない方や国が定める理由により申請された方は「資格確認書」を交付することとなります。

お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 / 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

## 現在お持ちの保険証「みず色」について

新しい保険証『うすいオレンジ色』がお手元に届き次第、「みず色」の保険証は、下記お問合せ先にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、処分してください。

※令和6年度住民税の課税所得等により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。

### 例①

今まで1割であった方が2割負担に変更となる場合↓

**「2割(令和6年7月31日までは1割)」**と表示されます。

※住民税課税所得が28万円以上~145万円未満の被保険者がいる場合、2割になります。(一定の基準・要件を満たす場合、1割になるケースがあります。)

### 例②

今まで1割であった方が3割負担に変更となる場合↓

**「3割(令和6年7月31日までは1割)」**と表示されます。

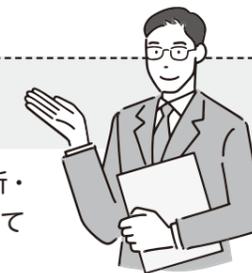
※住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合、3割になります。(一定の基準・要件を満たす場合、1割または2割になるケースがあります。)

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」が利用できます。令和6年度の免除等の受付は7月から開始され、令和6年7月から翌年6月分までの期間を対象として審査を行い

ますので、住民課および支所・出張所にて申請手続きを行ってください。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までとなります。申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、役場(住民課、支所、出張所)もしくは年金事務所へご相談ください。



お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505 / 寒川出張所 ☎58-0001